

## 高病原性鳥インフルエンザ発生に係る

### 移動制限区域を解除

11月19日に、本巢市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、防疫措置完了後21日が経過したことから、国との協議の結果、12月14日(土)午前0時に移動制限区域を解除しました。

これに伴い今回の発生を受けて設置したすべての消毒ポイントを閉鎖しました。

◎**搬出制限区域**(発生農場から半径3～10km圏内)解除後に続き、  
**移動制限区域**(発生農場から半径3km圏内)が解除された区域も、  
**監視強化区域**に設定されました。

◎**監視強化区域**の解除日時(予定)

👉 令和6年12月22日(日)午前0時

家きん飼養農場における衛生管理の再点検を！(令和6年12月12日付け中央家保第41号-44)でお知らせしました内容について、不備がある場合は改善を行ってください。

- ・屋根裏・モニターの入気口、集卵・除糞ベルト、鶏ふん排出口等の開口部、防鳥ネット、ロールカーテンの隙間、壁、金網、防鳥ネットの破損箇所など、野鳥、野生動物が侵入できる隙間、破損などの確認とその修繕(特に早急に)。
- ・鶏舎内にウイルスを侵入させないための「発生リスク低減チェック項目」を参考にしてください。

岐阜県中央家畜保健衛生所

TEL 058-201-0530 FAX 058-201-0531

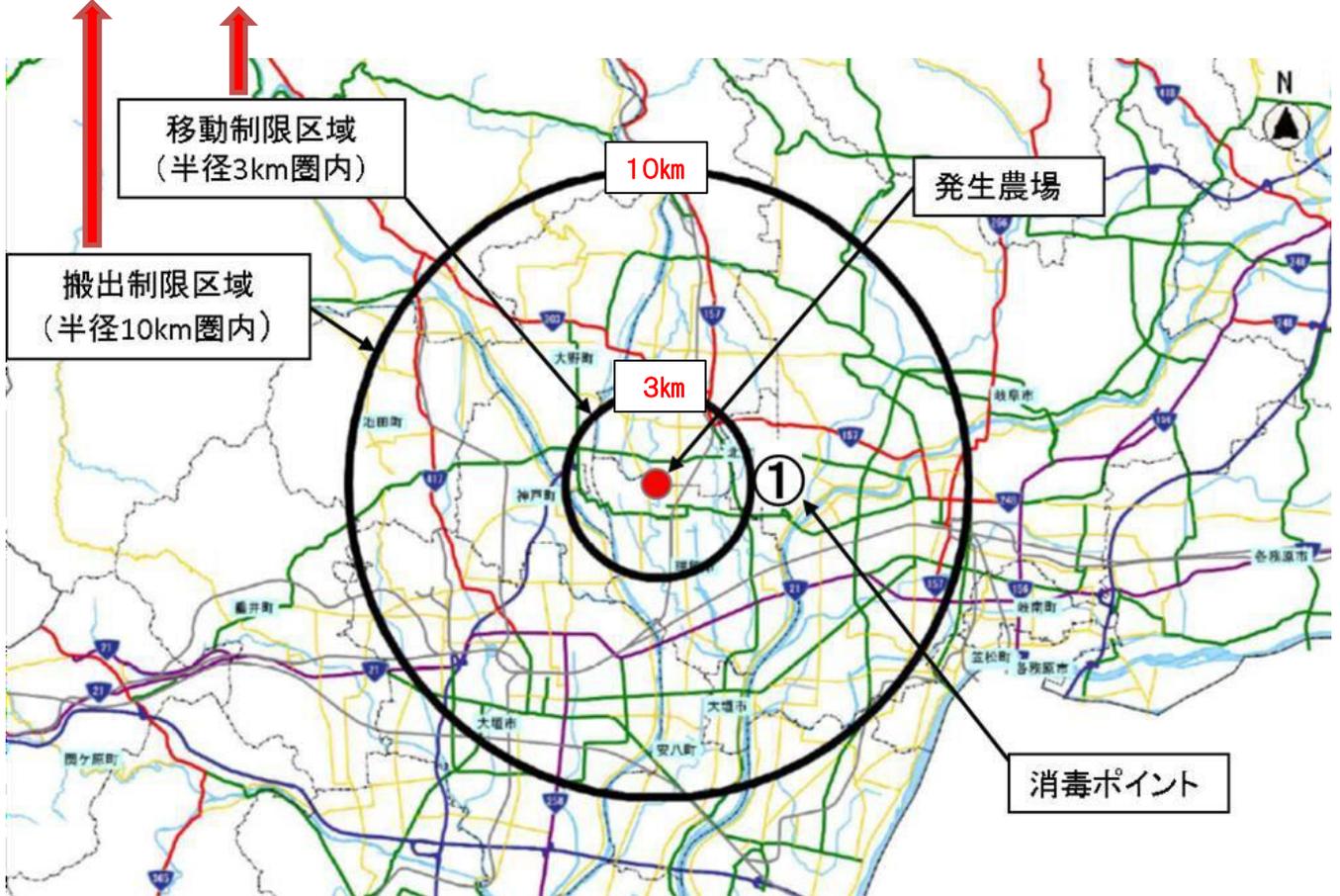
(時間外・夜間・休日) 090-7024-5269

家畜衛生に関する情報  
(岐阜県ホームページ)



## 閉鎖した消毒ポイントの場所

監視強化区域に設定



### 閉鎖した消毒ポイント

番号	消毒ポイント	住所
①	北方町総合体育館	本巣郡北方町高屋石末1-9

※自主的に設置している県内5箇所の消毒ポイントについては、  
これまで通り、継続されます。

参考 「自主消毒ポイントの設置について」

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/20064.html>



**引き続き皆様のご協力をお願い致します。**